

第二は、五輪史上最大の規模で開催されたことに対する評価である。対抗する東西の軍事ブロックによってモスクワ、ロス大会が連続して不正な「片肺五輪」となったことから、「ソウル五輪大成功」論が喧伝されたが、その背景に平和的共存を願う国際世論があったとしても、単純な成功論や「緊張緩和への貢献」として評価する根拠とはならない。むしろ、この「史上最大規模」の結果は東西軍事ブロックの戦術的産物としての性格をおびているといえる。すなわち、「西側一員」論による韓国の政治的支援と、東側の「新協調主義」のデモンストレーションとしての戦術が、ボイコットではなく「参加」を選択したとみれるのである。ソウル後もオリンピックの成否は東西軍事ブロックの「舵の取りかた」ひとつにかかっていることに基本的な変化はない。

第三は、ソウル五輪は「オリンピックのスペクタクル化」の跳躍台として位置づけられてもいた。「スペクタクル化」の前哨はロス五輪であったが、この間にIOCはプロ・プレイヤーの参加導入による「世界最高水準の競技大会」を志向するとともに、巨大五輪への民間資本の参加による「商品としてのオリンピック」を許容する要件を拡大してきた。その結果として「五輪黒字」という新現象も作り出されてきたが、その一方で「ジョイナー現象」「ジョンソン・ショック」として商業主義の影響、テレビ放映権をめぐる「見る権利」への制約など、オリンピックのあり方論議を席卷してきており、古典的「オリンピックの終焉」論も唱えられている。この点で「オリンピックのスペクタクル化」にかかわる理念化と規定化の作業が課題として提起されてきている。(’89.5.24記)

2. 学習指導要領改訂の問題点

一 小学校体育・中学校保健体育の改訂一

藤田 和也

1. 体育

(1)目標の重点移行「体力向上→生涯スポーツ」

新学習指導要領に示された小・中学校体育の目標は、基本的には現行のものを引き継ぐものであり、目標表現はほとんど変わっていない。ただ、現行では「体力の向上」と「生涯を通じて運動を実践する能力や態度を養う」という2本柱で、どちらかといえば「体力の向上」に力点が置かれていた。ところが、今回の改訂では「生涯体育・スポーツ」が「体力の向上」よりも前面に出されている。「臨教審」答申において強く出された「生涯学習体系への移行」の方向を、体育においても積極的に引き取ったと見ることができる。

生涯スポーツの観点は、学校と社会、あるいは学齢期の子どもの生活と生涯にわたる生活をつないで学校体育を考えるという点で、それなりに評価されてよい。しかし、指導要領のそれは、国民の権利としてのスポーツの公共的保障をますます縮小し、「民間活力の導入」の名のもとに営利産業によるスポーツサービス（施設、用具、機会の商品化）を広げようとする今日のスポーツ政策に見合って、そうしたスポーツ商品の「賢明」な消費者を大量に生み出そうとするものにほかならない。

こうした目標の重点移行は、学校教育に直接的に体力向上を求めるよりも（もちろんこれを放棄してはいないが）、むしろ生涯にわたって体力を自己管理していける能力、しかもそれを身銭を切って自前でまかなう労働力を確保しようという方向に重点を移行したものと見ることができる。

(2)学習内容を曖昧にする「運動の特性」「楽しさ」

文部省の説明資料（この資料は文部省による教育課程講習会資料をさす。以下略）によれば、今回の改訂は「運動の特性」と「楽しさを味わわせる」ことを強調している点が特徴の一つである。

「運動の特性」の強調は、運動領域を「個人的

スポーツ」「集団的スポーツ」という現行の分類をやめて、器械運動、陸上競技、球技などといった運動種目別の分類に再びもどった点にも現われている。しかし、その「運動の特性」の意味内容が必ずしも明確ではない。しかも、文部省の説明資料によれば、「運動の特性に触れる楽しさを味わわせる」として、運動する側の感性的・主観的なレベルでとらえさせようとしている。これでは子どもたちに共通に獲得させるべき学習内容を曖昧にする恐れがある。

この特性論の最たるものは、格技から武道への名称変更の際しての、文部省資料の説明である。それは、「我が国の文化と伝統を尊重する観点から」名称を武道に改め、「我が国固有の文化としての特性を生かした指導が充実できるようにする」としている。わが国の文化と伝統を尊重して武道を復活させ、その特性を生かした指導をするという。この文化と伝統をどうとらえ、特性をどう理解するか。これによって、その扱いと果たす役割は大きく異なってくる。

少なくとも武道が1931年に必修化されて以来第二次大戦終了まで、忠君愛国と戦闘・服従の精神を注入する役割を果たしてきた伝統があることは歴然とした事実である。今回の武道復活は、明らかに「臨教審」の中で出されてきた復古的な日本文化論に呼応して、日本文化の固有性や伝統を強調してその優越性意識を醸成しながら国民意識の統合を図ろうとするものの一環とみてよい。同時に、指導要領が「伝統的な行動の仕方に留意して」指導するとしているように、武道教育を通して権威への絶対的服従精神や行動様式の涵養をねらっているものと言えよう。

(3)能力主義を合理化する「個性の尊重」論

文部省の説明資料によれば、今回の改訂では、「個人差を重視」し、「個性を生かす学習」ができるように、弾力的な教材の選択や指導をすることができるようにしたという。指導要領では、小・中とも各運動領域において「自己の能力に適した課題をもって……」とされている点にそれが現われている。しかし、これは結局子どもの能力差

を個人差・個性とみなして、それにあった指導をせよというものになる恐れがある。事実、すでに学校現場では、指導主事などを通して、それぞれの能力段階にあった課題に取り組みさせて、それぞれに「楽しさを味わわせ」ればよいとする説明がなされているという報告がある。また、個性を大事にした指導と称して「パスに向いている子はパスコース、スパイクに向いている子はスパイクコース」といったような偏った「課題別学習」が研究授業」として報告されているともいう。

こういった方向は、結局能力差を個性として固定的にとらえて、子どもたちに共通に達成させるべき課題や学習内容を曖昧にし、それぞれの能力に応じた（いわば分に応じた）スポーツや運動の楽しみ方を身につけさせようとするものにはかならない。

(4)共通の基礎的教養の保障から遠ざかる「選択制」の拡大

今回の改訂は、「個性の尊重」「学習の弾力化」という趣旨から、中学校から大幅な種目の「選択制」を持ち込んだ。しかし、実際には施設や指導者の側の条件があって、個々の子どもにあった選択ができるような体制は作れるはずはなく、その選択は学校レベルの選択、あるいはせいぜいコースレベルのものにならざるをえない。これでは、「個性の尊重」どころか、かえって子どもにとっては選択幅が狭くなり、学校間格差やコース間格差を生み出しかねない。結局これは、子どもたちに共通に習得させるべき運動やスポーツの基礎的共通教養を十分に保障しないことになる。

(5)運動部・クラブ活動の現状に対する認識の無さと無策

最後に指摘しておかなければならないことは、現在日本中のいたるところで問題になっている「部活」についてほとんど何も手が打たれなかったことである。今回指導要領が「部活」に触れたところはわずか一か所。「特別活動」のところで、「当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもって」クラブ活動の履修に替

えることができるとしているのみである。

ここでは、文部省の「部活」問題の現状に対する認識の無さと無策ぶりを露呈したものといわざるをえない。また、この代替可能を持ち出したことは、「部活」を学校教育から切り離すことができない現場の実態を追認したかたちとなり、1972年に文部省が必修クラブを教育課程内に組み込み、従来の「部活」を学校外に出そうとした政策の破綻を意味するものにはかならない。

2. 保 健

(1)改訂の全体的な特徴と問題

今回の小・中学校における改訂の共通した特徴点は、わが国の疾病構造の変化への対応が強く意識されて、健康にかかわる身辺処理や生活行動が強調された内容改訂となっていることである。そしてその強調と相俟って、小・中学校において健康の社会的側面の内容が削減されている。つまり、今回の改訂によって、個々人の生活のしかたをセルフコントロールしながら健康を維持・獲得させようとする、健康の個人責任論的な保健教育によりいっそう傾いたといえることができる。

こうした保健教育観が前面に押し出されてきた背景には、臨調・行革以降の政府の福祉や医療の切り詰め策を支えるためのライフスタイル論によるイデオロギー攻勢があることは明らかである。これによって、健康維持のための自助努力を強調しながら福祉や保健・医療の公的保障を後退させている今日の政策路線を支えるために、その思想的基盤の醸成が学校教育（保健教育）に担わされようとしていることは明らかである。このことは、数年前より厚生省の強い指導によって各自治体で進めている地域保健医療の再編計画のなかで、学校保健に対して「自分の健康は自分で守る」というセルフケアの思想の普及をあからさまに期待しているところにも十分にうかがえる。

もう一つの特徴点は、小・中学校においてしつけ主義的・道徳主義的保健教育が、教科の保健にとどまらず、生活科や道徳、さらには学級指導や学校行事などを通して、いっそう強力に押し進め

られようとしていることである。たとえば、小・中学校における心の健康や生活行動に関する保健科教材の「充実」は、生活のしかたや行動の押しつけとなる可能性が十分にある。また、生活科や道徳、特別活動等においても、生活習慣や生活規律の指導が強調されている。保健教育は、「臨教審」答申をはじめとする政策側のねらう道徳教育強化の意向を受けて、道徳教育強化策の受け皿の一つとなっているといえることができる。

(2)小学校の保健領域

小学校5、6年の体育科における保健領域では、今回大きな改訂は見られなかったが、近年の子どもたちの心の発達上のトラブルが増加している状況を意識して、「心の発達」を復活した（1977年改訂以前に戻った）ことと、先述のような趣旨から「生活行動」や「健康な生活の実践」を強調している点が目立っているところである。

「心の発達」を加えた点は改善といえるが、生活行動の変容や健康な生活の実践を強調している点は、一面で、現在の日本の成人病を中心とした疾病構造に対応して、成人病教育を強化したものとみることができるが、他面では、行動化や実践化を強調する伝統的な態度主義・行動主義的な保健教育を助長する側面も合わせ持っている。ことに、小学校の保健の内容全体が、科学的事実を扱うよりも行動のしかたや生活のしかたを内容としているものが多いことから、むしろしつけ主義的・行動主義的保健教育の復活が強く危惧される。

なお、理科において、これまで人間のからだについての教材が縮小されてきているところ、第3学年以降に「人のからだ」という項目が復活した。このこと自体は歓迎すべきことであるが、近年、子どもたちのからだの発達上の歪みや健康上の問題が深刻化してきていることに対応して、養護教諭を中心として「からだの学習」に積極的に取り組んできている実績があるだけに、その相互の積極的な交流と連携によって実践的発展を追求していく必要がある。

(3)中学校の保健分野

中学校では、まず、「心身の発達」領域に「心

3. 外国研究について

この報告は1987年度在外研究期間中の研究活動をまとめたものである。

1. 研究活動の概要

滞在地、ボン、ケルン、ポッフムにおいて行った研究活動は次の3分野である。

1) 国際労働者スポーツ組織の連絡網について

国際労働組合運動文書館（ポッフム）、労働運動文書館（ヘルシンキ）で「回状」の分析およびコミンテルン関係文書の系統的整理を行い、上位機関からの情報伝達の方法と内容について検討した。

2) 地域史における労働者スポーツ運動と抵抗運動について

ボン・ポイエル労働者街およびベルリン（マルク・ブランデンブルク）における労働者の日常生活とスポーツ組織の役割を検討するための資料発掘と、インタビューを行った。

3) 3国同盟時代のスポーツ研究プロジェクトの組織化

テーマ：Development of sport in the period of the Three Powers Pact between Italy, Germany and Japan.

（1988年9月19日、筑波大学の国際セミナーにおいてこれの中間報告を行う予定であったが、主催者の不当な措置によりプログラムから削除され、実現しなかった）

以上の活動については、雑誌『体育科教育』1988.6にも報告した。

4) スポーツ運動における「スポーツ」概念の変遷についての資料収集

西ドイツ社会におけるスポーツの位置、役割について新聞、雑誌、関連諸組織の訪問を通じて情報を収集した。80年代後半になって、西ドイツではクラブ忌避、選手の薬物服用（ドーピング）、商業主義化がすすんでいる。他方、スポーツと平和運動との結びつきなど、「脱政治的」なスポーツ

の健康」を加えたことがあげられる。これは、小学校の場合と同様に、今日の思春期の子どもたちの心理的な発達上のトラブルが深刻化していることに対応した改訂であると思われるが、現実の問題からみれば、むしろこれは生活指導上の課題であり、また今日の日本の子育てと教育の体制に根本的に起因する問題だけに、保健の授業にこういった内容をわずかばかり取り込んだことで解消されるような問題でないことは、肝に命じておかなければならない。

「健康と環境」領域での改訂の最大の問題は、産業廃棄物を削除したことである。前回の改訂で、「公害と健康」の項をなくして「産業廃棄物」という小項目に押し込め、今回はさらにそれを削除して、日常生活の廃棄物（し尿やごみ）のみを扱うというのである。これは、明らかに中学校の保健教育における公害教育の大幅な後退である。いまや環境教育には、グローバルな環境汚染や破壊の問題と、後世に禍根を残すことのないような環境づくりについての教育が求められているにもかかわらず、保健科では身近上の問題に限るとするのは、時代の逆行もはなはだしいと言わざるをえない。

「健康と生活」領域では、文部省説明資料によれば、「健康と生活行動との関係を重視する」観点から、健康な生活行動を強調する表現に改められている。成人病の増加に対応した改訂といえるが、小学校のところで述べたと同様に、自らの生活行動をコントロールすることによって、健康を維持させようとする、健康のセルフケア思想（健康の自己責任原理に基づく保健思想）の醸成に、必要以上に傾斜しないように注意しなければならない。

また、小学校と中学校の内容から、健康の社会的な問題の扱いがますます縮小されていく傾向のなかで、心の健康、健康と環境、疾病の予防、傷害の防止、集団の健康、などにおいて積極的に社会的な問題を扱っていく必要がある。

（本稿の保健の部分は、国土社刊『新学習指導要領をのりこえる』にて公表済みである。）